

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市大和田562番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 国及び県の関係行政機関
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市議会議長
- (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8) 学識経験者

(9)その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

(1)会長 1人

(2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 かすみがうら市都市建設部長を職務代理者とする。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

8 交通会議は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴しまたは賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(運賃協議会)

第8条 交通会議は、道路運送法第9条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するために運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、道路運送法第9条第4項に基づき、次に掲げる者とする。

(1) かすみがうら市

(2) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局

(4) 住民または利用者の代表

(5) その他会長が必要と認める者

3 運賃協議会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 第7条の規定は、運賃協議会の運営について準用する。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市都市建設部都市整備課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和6年 5月31日から適用する。